

## 千葉県告示第369号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年4月27日

千葉市長 神谷 俊一

### 1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 刈田子町内会
- (2) 事務所 千葉県緑区刈田子町26番地2
- (3) 代表者 川名 和弘
- 住所 千葉県緑区刈田子町18番地21

### 2 変更があった事項

- (1) 代表者の氏名  
「布施 芳昭」を「川名 和弘」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「千葉県緑区刈田子町291番地」を「千葉県緑区刈田子町18番地21」に改める。